

各大臣共通

要 望 書

平成24年8月13日・14日京都府南部地域豪雨災害により、宇治市では各所で甚大な被害を受けました。

豪雨による河川の決壊・氾濫・溢水などにより、尊い生命を亡くされた方2人をはじめ、全壊・大規模半壊等の住宅の被害は2,000棟を超え、道路・河川・農地・農業用施設等に甚大な被害が生じています。

これに対しては、早々に災害救助法・被災者生活再建支援法の適用を受け、被災者への支援、災害復旧に尽力してまいりました。また、平成25年3月15日には激甚災害の指定をいただいたところでもあります。

市議会では、平成24年8月27日に、平成24年8月13日・14日京都府南部地域豪雨災害に対する宇治市議会对策協議会を設置し、現地を調査して国・府へ緊急に要望活動を行いました。そして、平成24年9月定例会で、平成24年8月13日・14日京都府南部地域豪雨災害対策特別委員会を設置し、災害の復旧状況、被災者支援の状況、実地調査など8回の委員会を開催して、詳細に調査を行ったところです。

つきましては、これらの調査を踏まえ、本格的な復旧・復興に合わせて、再発防止策の早期の策定、防災体制の強化を図るため、財政的支援も含め特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年4月11日

宇治市議会議長 久保田 幹彦

要 望 事 項

- 1 . 中小一級河川の再度災害防止に向けた支援について
この度の災害では、市内の中小一級河川の多くが、いずれも未改修区間において、決壊・氾濫し、沿川で大きな浸水被害が発生をいたしました。
これらの再発防止に向け、遅れている中小一級河川の改修の促進が図られるよう、支援制度設計並びに予算の確保に特段の配慮をお願いいたします。
- 2 . 山林の大規模崩落等箇所の災害復旧に促進について
この度の災害では、本市の東部の山間地域において、山林の大規模な崩落や土石流により、多くの家屋で損壊等が発生しました。
これらの箇所の対策工事に向け、京都府において砂防事業、治山事業等の事業認定等の手続中ではありますが、早期事業完了がなされるよう、予算の確保並びに事業採択要件の緩和についても特段の配慮をお願いいたします。
- 3 . 直轄管理の排水機場における排水能力の増強について
この度の災害では、本市北部の木幡池（一級河川堂の川）が溢水し、周辺住宅地の広い範囲で、浸水被害が発生をしました。
流末には、直轄管理の大島排水機場がありますが、近年の局地的豪雨においても、木幡池の溢水により浸水被害が発生をしており、排水能力の増強が急務となっております。
つきましては、周辺住宅地の浸水被害対策として、早期に排水能力の増強等に取り組んでいただけるよう、特段の配慮をお願いいたします。
- 4 . 山林における放置間伐材等の対策について
この度の災害では、山林から放置間伐材等が流出し、それらが河川を閉塞し、氾濫水による周辺住宅地での大規模な浸水被害や橋梁の損壊が各所で発生しました。
これら、水害の原因となる放置間伐材の対策や山林の適切な管理は重要であり、山林の適切な管理に向けた法の制定並びに所有者への支援制度の構築等に特段の配慮をお願いいたします。
- 5 . 被災者支援の充実について
現行の被災者生活再建支援法によって被災者の住宅被害への支援が図られていますが、支援水準が十分でなく、対象も限定されており、自治体が一定の上乗せをせざるを得ない状況です。住宅再建支援額の上限を引き上げていただくこと、被害状況による支援対象制限の緩和、既存ローンの負担軽減の支援、住宅設備・自動車などの被害を対象にさせていただくことなど支援の

拡充をお願いいたします。

また、農林業を含む中小事業者の生活再建に向け、事業所等への支援を対象にさせていただくようお願いいたします。

合わせて、災害救助法について、仮設住宅などの使用期限の弾力化など一層の充実をお願いいたします。

6. 災害復旧への財政的支援について

この度の災害では、総額43億円以上となる災害復旧事業費を想定しておりますが、災害救助法の適用や激甚災害の指定による特別の財政措置などのご支援を受けて、災害からの早期復旧に全力を挙げて取り組んでいるところです。

しかしながら、災害復旧事業の実施においては、多くの一般財源が必要となりますことから、今後におきましても、特別交付税などによる財政的支援につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。